

「医療の質の向上と患者安全のための制度の改善を考えるシンポジウム」が19日午後1〜5時、オンラインで開催される。医療事故の遺族や弁護士らでつくる「医療情報」の公開・開示を求める市民の会が主催。2015年10月にスタートした「医療事故調査制度」の課題と展望について、専門家らによる講演とディスカッションが行われる。同制度は患者の死亡事

かんさいナウ

医療事故調査制度

課題と展望 専門家らが語る

あす オンラインでシンポジウム

故について、医療機関に原因調査や第三者機関の「医療事故調査・支援センター」への報告を義務付けている。医療事故の再発防止が目的だ。しかし、患者が「予期せず死亡」と医療機関が判

断した場合が対象のため、基準の曖昧さなどから報告数が当初の想定を下回っている。

長尾能雅さん、日弁連人権擁護委員会医療部会のメンバー、加藤高志弁護士（大阪弁護士会）ら5

人がそれぞれ20分程度、同制度の改善点などについて語る。その後、講演者に加えて医療問題に詳しい石川寛俊弁護士（同）も参加し、意見交換を予定だ。

日本弁護士連合会（日弁連）は同制度の改善を求める意見書を22年に公表。制度が「十分に周知、理解されていない」「積極的に医療事故報告をして事故調査に取り組む医療機関とそうでない医療機関とで格差がある」ことなどを課題として指摘している。

長女を陣痛促進剤による医療事故で亡くした勝村さんは、同制度は「医療の質の向上を目指す医療従事者と医療事故の被害者の念願だった」と振り返る。医療事故から学

ぶというシステムが病院側の判断でうまく機能していない問題などについて、制度開始から10年目を迎えた今、「改めて（解決のために）何が必要かをシンポで討論ができれば」と考えている。

講演では市民の会代表世話人の勝村久司さんや名古屋大病院副院長の

日弁連の意見書は支援センターが調査を実施できる制度の創設などを提言している。加藤弁護士は「センターの関与の拡大などについて意見を述べたい」と話す。シンポへの参加は市民の会のホームページから申し込む。無料。【玉木達也】

医療事故調査制度について話す
加藤高志弁護士—大阪市北区で

